

都市整備局材料検査実施基準

(目的)

第1 この基準は、東京都検査事務規程（昭和43年東京都訓令甲175号。以下「規程」という。）第24条の規定に基づき、都市整備局において施行する工事に使用する材料の検査（以下「材料検査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2 この基準は、建築工事、設備工事等の材料検査に適用する。土木工事においては、「建設局材料検査実施基準」によるものとする。

なお、これによりがたい場合は、監督員が所属する課の課長（以下「工事主管課長」という。）の指示による。

(材料検査の実施)

第3 材料検査は、全てその工事を監督する監督員により行うものとする。

2 材料検査に関する事務は工事主管課長が中心となり、監督員により処理しなければならない。

(材料検査の種類)

第4 材料検査の種類は、試験による検査、確認による検査及び照合による検査とする。

(検査方法及び検査対象材料の範囲)

第5 材料検査の種類別検査方法及び検査対象材料等の範囲は、別表1に定めるとおりとする。

(品目別検査区分等)

第6 材料の品目別検査区分は、別表2に定めるとおりとする。

2 工事主管課長は、別表2に定める検査区分によることが適当でないとする場合は、その検査区分を変更することができる。

(材料検査計画書)

第7 材料検査は、本基準に基づき監督員と協議の上、受注者が作成した材料検査計画に基づき行うものとする。

(材料検査請求書等)

第8 工事現場以外で材料検査を行うときは、受注者から材料検査請求書（別記第2号様式）の提出を受けて行うものとする。

なお、工事主管課長の判断で監督員の立会いを省略することができる。

2 前項の規程により監督員の立会いを省略した場合は、受注者は材料試験等報告書（別記第3号様式）を提出する。

(材料搬入報告書)

第9 工事現場で行う材料検査は、受注者から提出された材料搬入報告書（別記第4号様式）に基づき行うものとする。ただし、工事主管課長があらかじめ認めた品目については、

この限りでない。

- 2 工事主管課長が適当であると判断した品目については、前項の材料搬入報告書に必要な資料を添付させることにより、監督員の立会いを省略することができる。

(材料検査の結果判明後の措置)

第 10 監督員は、材料検査の結果、不合格品がある場合は受注者に通知し、ただちにこれを引き取らせなければならない。

- 2 前項において、材料の性質上、施工後に試験の結果不合格と判明した場合又は書類による検査で施工後に不合格となることが判明した場合は、工事主管課長に報告のうえ、指示を待って処理しなければならない。

(材料検査の結果報告)

第 11 監督員は、工事現場以外で行う材料検査を完了したときは、材料検査報告書（別記第 5 号様式）により工事主管課長に報告する。

- 2 監督員は、材料検査を完了した場合において、受注者に必要な指示を行った場合には材料検査報告書（別記第 5 号様式）により工事主管課長に報告する。
- 3 工事主管課長は、前項の規程による報告を受けたときは、速やかに、その結果を受注者に通知しなければならない。

(附則)

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

都営住宅材料検査実施基準（平成 16 年 4 月改訂）は廃止する。

この基準は、平成 27 年 1 月 14 日から適用する。

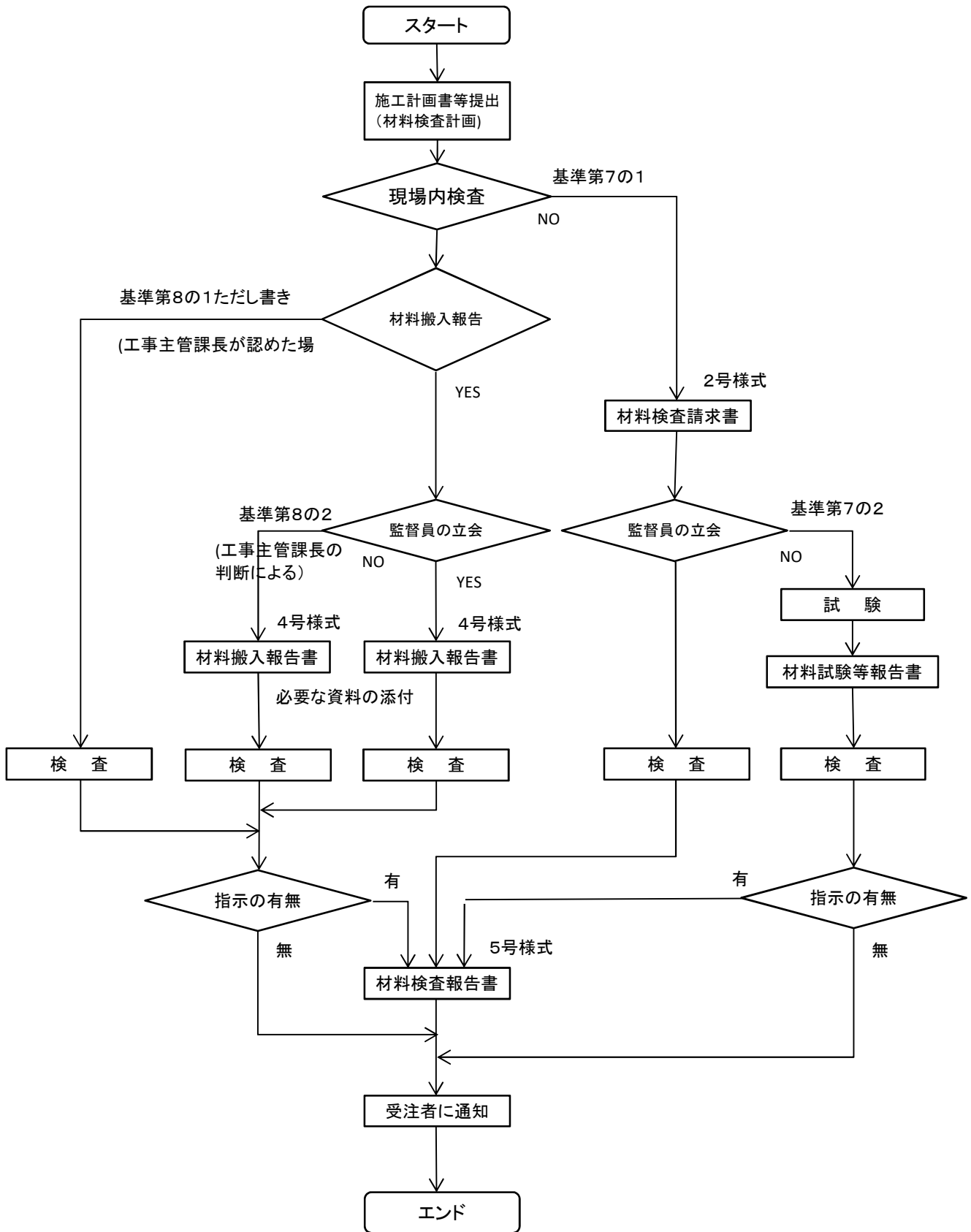
この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、令和 2 年 11 月 16 日から適用する。

この基準は、令和 3 年 6 月 1 日から適用する。

この基準は、令和 6 年 5 月 1 日から適用する。

材料検査実施基準に基づくフロー図



書類の提出を不要とする場合又は簡素化する場合の取扱い（材料検査に関するもの）

下表の取扱いを基本とし、詳細は受発注者協議による。

名称 【様式番号】	分類		備考
	提出不要	簡略化	

○都市整備局受注者等提出書類処理基準・同実施細目で規定する書式

主要資材発注予定報告書 【統一18】	○		・主要資材の発注予定を施工計画書等に記載する場合は、提出不要
材料搬入予定調書 【様式第225号】	○	○	・材料の搬入予定を施工計画書等に記載する場合は、提出不要 ※メールで提出した場合は、紙の提出は不要
主要資材発注予定内訳書 【様式第104号】	○		・発注予定表を施工計画書に記載する等で、提出不要

○都市整備局受注者等提出書類処理基準・同実施細目及び都市整備局材料検査実施基準で規定する書式

材料検査予定表 【様式第226号(第2号様式)】	○		・検査予定表を施工計画書や週報に記載する等で、提出不要
-----------------------------	---	--	-----------------------------

【】は、都市整備局受注者等提出書類処理基準・同実施細目での様式番号

（）は、都市整備局材料検査実施基準での様式番号

別表1 材料検査の種類別検査方法及び検査対象材料等の範囲

検査の種類	検査の方法	検査対象材料等の範囲	備考
試験による検査	<p>(1) 監督員の立会いの上材料等の製作所の試験設備（工場、試験所等）において試験を行い、その結果得られた成績表に基づき検査をする。</p> <p>(2) 公的な試験機関（国立、公立、その他これに準ずる試験研究機関、大学等）において試験を行い、その結果得られた試験成績表に基づき検査する。</p>	<p>(1) 試験による検査によらなければ、材料の適否を判断することができないと認められるもの。</p> <p>(2) 設計図書で試験による性能等の確認を指定されている材料</p>	検査方法(2)の場合においては監督員の立会いを要しない。
確認による検査	設計図書、承諾函、試験成績表、カタログ等に基づき検査をする。	試験による検査及び照合による検査の対象とされる材料以外の材料等	検査方法の欄における試験成績表は、監督員の立会いを要しないで、材料の製作者等の試験設備を利用して試験を行った結果得られたものをいう。
照合による検査	規格を称するマーク等に基づき検査する。	J I Sその他の規格を証明するマーク等の表示されている規格品（都において適当と認める品質照明が添付されている製品を含む。）	

別表2 品目別検査区分表

1 建築工事

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

①は、試験成績表による。

②は、設計図書又は承諾図による。

③は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の部分	品 目	試験	確認	照合	備 考
土工事	土（埋戻し、盛土）		②		
地業工事	既成コンクリート杭、 鋼杭			○	JIS 規格品等の場合
	鉄筋		①	○	JIS 規格品の場合
	コンクリート	○	①		
	杭周固定液、根固め液		①		
	割り石、砂、砂利		②		
鉄筋工事	鉄筋		①	○	JIS 規格品の場合
コンクリート工事	コンクリート	○	①		
	合板型枠			○	
	鋼製デッキプレート		②		
鉄骨工事	鋼材		①	○	JIS 規格品の場合
	高力ボルト			○	JIS 規格品等の場合
	デッキプレート製品		②		
	無収縮モルタル		①		
コンクリートブロッ ク、ALC パネル及び押 出成形セメント板工事	コンクリートブロッ ク			○	JIS 規格品の場合
	ALC パネル			○	JIS 規格品の場合
	押出成形セメント板			○	JIS 規格品の場合
乾式耐火遮音間仕切工 事	乾式耐火遮音間仕切 り		②③		
防水工事	ルーフィング類（防水 工事用アスファルト、 断熱材含む）			○	JIS 規格品の場合
	塗膜防水主剤			○	JIS 規格品の場合
	シーリング材			○	JIS 規格品の場合
石工事	石材		②③		
タイル工事	タイル		③		
木工事	木材		①②③	○	
	木材（多摩産材）		①②③	○	

注：上表の品目で、JIS その他の規格品は、照合による検査を行う。

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

①は、試験成績表による。

②は、設計図書又は承諾図による。

③は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の部分	品 目	試験	確認	照合	備 考
屋根及びとい工事	長尺金属板		②		
	折板		②		
	とい		②		
金属工事	金属製品		②		
	金属材料		③		
左官工事	左官材料		③		
	仕上げ塗材		③		
	ロックウール		③		
建具工事	アルミニウム製建具		②		
	鋼製建具		②		
	木製建具		②		
	シャッター		②		
	ガラス		③		
塗装工事	塗料		③		
内装工事	内装材料		③		
ユニットその他工事	ユニット製品（内部）		②		
外構工事	ユニット製品		②		○ JIS 規格品の場合
	舗装材料			○	
	舗装工事製品		②		
植栽工事	樹木（株物・芝類含む）		②		
	屋上緑化システム		②		
その他					この表にない品目については、工事主管課長がその都度定める。

注：上表の品目で、JIS その他の規格品は、照合による検査を行う。

2 電気設備工事

確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績による。

② は、制作図、承諾図またはカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考	
電線類	電線（規格品）			○	注参照	
	電線（規格品外）		②			
	ケーブル（規格品）			○		
	ケーブル（規格品外）		②			
	端末処理材（高圧用）		②			
電線管類及びボックス類	電線管類及び付属品（規格品）			○	注参照	
	電線管類及び付属品（規格品外）		②			
	P F 管、C D 管、V E 管及び付 属品		②			
	波付ポリエチレン管及び付属品		②			
	プルボックス		②			
	ケーブルラック及び付属品		②			
	バスダクト		②			
	金属ダクト		②			
	フロアダクト及び付属品		②			
	ライティングダクト		②			
	金属製線び		②			レースウェイ等
合成樹脂線び（規格品）			○	モール、注参照		
配線器具及び電気機器	光電式自動点滅器			○	注参照	
	タイマー等		②			
	電極棒類、フロートスイッチ等		②			
	リレー・マグネットスイッチ等		②			
	配線器具（規格品）			○		埋込、露出スイッチ、 コンセント等 注参照
	換気扇（住宅用）		②			
	換気扇（住宅用以外）		①			
有圧換気扇		①				
がいし類及びコンクリート 製品	がいし類（規格品）			○	注参照	
	支持金物類		②			
	電柱（コンクリート柱）及び根 かせ類		②			
	電柱（鋼管柱）		②			
			②			

	電気時計		②		水晶式親時計、太陽電池時計等
火災報知機器	火災報知器、非常通報装置 (受信器) 感知器類 (発信器) 空気管 ベル 表示灯 標識板 消火ポンプ起動リレー 試験器 非常通報装置 (受信器) 中継器 自動閉鎖装置		② ② ②	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	総合盤 規格は消防認定品 規格は消防認定品 規格は消防認定品 規格は消防認定品 規格は消防認定品 規格は消防認定品 規格は消防認定品 押しボタン、ランプ 電話等 規格は消防認定品
照明器具	照明器具 照明器具 (特注品) 灯柱 灯柱 (特注品) 安定器類 ランプ類	○ ○	② ② ②	○	注参照
盤及び開閉器類	盤類 盤類 (特注品) 戸別開閉器 配線用しゃ断器 モーターブレーカー配電函 (規格品) 引込開閉器 電磁開閉器 安全開閉器 ヒューズ類	○	① ② ② ② ②	○ ○ ○	パネル形分電盤 MCB, ELB等 鉄箱開閉器 注参照 注参照 注参照
発電装置 (パッケージ型)	パッケージ型発電装置		①		パッケージ型発電装置とは防音ジャケットに入った一式のもの
発電装置 (パッケージ型以外)	原動機類 (含ガスタービン) 発電機 配電盤	○ ○ ○			

	補機附属装置	○			
直流電源装置及び無停電電源装置	整流装置	○			
	蓄電池		①		
	UPS（規格品）		①		
	UPS（特注品）	○			
	CVC F（規格品）		①		
	CVC F（特注品）	○			
舞台照明設備工事	操作卓・調光装置（特注品）	○			
	操作卓・調光装置		②		特注品を除く
	舞台照明器具（特注品）	○			
	舞台照明器具		②		特注品を除く
	操作卓・増幅器		②		
	スピーカー		②		

注) 規格は工事標準仕様書引用規格等を参照

備考 東京都電気設備工事標準仕様書にて標記されている試験項目を参考に記す

電力設備工事	機材の試験	2. 1. 17
受変電設備工事	機材の試験	3. 1. 11
電力貯蔵設備工事	機材の試験	4. 1. 5
発電設備工事	機材の試験	5. 1. 9
通信・情報設備工事	機材の試験	6. 1. 22
中央監視制御設備工事	機材の試験	7. 1. 5

3 機械設備工事

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績表による。

② は、設計図書又は承諾図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
共通工事	ボイラー類		①		
	膨張タンク		①		
	ポンプ類（含水中）		①		
	防振架台		②		
	減圧弁		③		
	安全弁		③		
	温度調整弁		③		
	定水位調整弁		③		
	管類			○	
	継手類			○	
	スリーブ		③		
	配管用支持金物		③		契約図書に特記があるもの
	配管用接合材料		③		契約図書に特記があるもの
	防振継手類		③		
	フレキシブルジョイント類		③		
	保温材・外装材・補助材		③		
	塗装材・防錆材 ^{せい}			○	
	一般用弁類			○	
	電磁弁・電動弁類		③		
	ボールタップ類		③		
ストレーナ類			○		

	量水器		③		
	計器類			○	

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績表による。

② は、設計図書又は承諾図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
給排水衛生設備工事	ろ過機		①		
	飲料用冷水機		③		
	消火機器	○	②		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
	衛生器具類		②		
	給水栓類		②		
	温水発生機等		①		
	湯沸器類		③		
	排気筒		③		
	水槽類	○	①		試験は、一体型のもの
	貯湯タンク	○	①		試験は、鋼板製又はステンレス製で一体型のもの
	グリース阻集器		②		
	排水金物類		③		
	通気金具類		③		
	掃除口類		③		
	トラップ類		③		
	ます 枳材		③		
	マンホール蓋類		②		
	弁きょう類		③		
	冷蔵庫類		②		
熱調理機器類	○	②		試験は、病院施設のように大規模なもの	

	食器洗浄機類	○	②		試験は、病院施設のよう に大規模なもの
	流し・作業台類		②		
	棚類		②		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績表による。

② は、設計図書又は承諾図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
ガス設備工事	燃焼機器類		②		
	警報・安全装置		②		
	ガス栓類		③		
空気調和設備工事	還水タンク	○	①		試験は鋼板製又はステンレス製で一体型のもの
	ヘッダー類		①		
	蒸気用安全弁		①		
	放熱器使用器具類		③		
	トラップ類		③		
	冷温水発生機		①		
	冷凍機		①		
	冷却塔		①		
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機		②		汎用品のものとする
	ユニット形空気調和機		①		
	ファンコイルユニット類		②		汎用品のものとする
	パッケージ形空気調和機		②		汎用品のものとする
	マルチパッケージ形空気調和機		②		汎用品のものとする
	コンパクト形空気調和機		①		
	空気清浄装置		②		
	加湿器		②		汎用品のものとする
	送風機類	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
全熱交換ユニット		②		汎用品のものとする	

	全熱交換器	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
	圧力扇		②		
	天井換気扇		②		汎用品のものとする
	吸込口類		②		
	吹出口類		②		
	排煙口類		②		
	ダンパー類		②		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績表による。

② は、設計図書又は承諾図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
空気調和設備工事	フード類		②		
	風量ユニット類		②		
	氷蓄熱ユニット		②		
	熱交換器		②		
	グリッド除去装置		②		
	ダクト用材料		③		
	フレキシブルダクト		③		
	ダクト接続材料		③		
	たわみ継手		③		
	風量測定口		③		
	煙道		②		
自動制御設備工事	中央監視盤		②		
	端末装置		②		
	自動制御盤類		①		
	自動制御機器類		②		
昇降機設備工事	エレベーター	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
	小荷物専用昇降機		①		
	エスカレーター	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
医療ガス設備工事	医療ガス設備類		②		
浄化槽設備工事	浄化槽		②		
その他関連工事	電動機		①		
	機械架台		②		

	コンクリート		①		現場練コンクリートを除く
	鉄筋			○	
	鋼材			○	

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績表による。

② は、設計図書又は承諾図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
その他関連工事	骨材類		②		
	電線管			○	
	電線類			○	
特殊配管設備工事	機器類及び付属品		①		
搬送装置設置工事	機器類及び付属品	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
特殊排水処理設備工事	機器類及び付属品	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
コージェネレーションシステム工事	機器類及び付属品	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
その他設備工事	洗濯機器類		②		
その他特注品		○			大規模施設における汎用品以外の特注品（熱源機器等）で工事主管課長が指定するもの
その他					この表にない品目については、工事主管課長がその都度定める。

注：上表の品目で、J I Sその他の規格品は、照合による検査を行う。

統一 20

--

文書番号 (工事番号)	
----------------	--

材料検査請求書 (第 回)	
年 月 日	
(発注者宛)	殿
	住所 受注者 氏名 〔 法人の場合は名称 及び代表者の氏名 〕
	現場代理人氏名
下記のとおり材料検査を請求します。	

文書番号 (契約番号)	
----------------	--

工 事 件 名	
---------	--

工 事 場 所	
---------	--

契 約 金 額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
---------	---

契 約 年 月 日	年 月 日	工 期	
-----------	-----------------	----------	--

検 査 場 所	
---------	--

検 査 対 象 材 料	
-------------	--

検 査 員 職 氏 名			
立 会 員 職 氏 名		検 査 年 月 日	年 月 日

監理業務受託者		担 当 者 名		
---------	--	---------	--	--

材 料 検 査 予 定 表

機器及び材料	製作者名	検 査 場	検査場所在地	電 話	交通機関	検査予定日	備 考

注 この表は、必要に応じて、材料検査請求書に添付すること。

--

材料試験等報告書（第 回）

年 月 日

殿

住所
受注者
氏名

現場代理人氏名

下記のとおり、材料試験等の結果を報告します。

文 書 番 号 (契 約 番 号)	
工 事 件 名	
実 施 場 所	
品 目	
実 施 年 月 日	
試 験 等 の 結 果	

監理業務受託者 の報告	上記のとおり相違ありません。 年 月 日 受託者名 担当者名
----------------	--

監督員の判定	・合 格 ・不 合 格 監督員職氏名 年 月 日
--------	--------------------------------

--

<h2 style="margin: 0;">材料搬入報告書（第 回）</h2>			
年 月 日			
殿			
住所 受注者 氏名 現場代理人氏名			
別紙の材料を現場に搬入したので資料を添えて報告します。			
文書番号 (契約番号)			
工事件名			
工事場所			
契約金額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)		
契約年月日	年 月 日	工 期	
材料名			
監理業務受託者		担当者名	

監督員 職氏名		受付年月日	年 月 日
監督員の判定	・合格 ・不合格 ・別紙のとおり		

※搬入材料の名称、仕様等が確認できる納品伝票や出荷証明等を添付すること。必要に応じて納入写真等の資料を添付すること。

--

材料検査報告書

年 月 日

殿

主任
監督員 氏名
担当

下記のとおり、材料検査を完了しましたので報告します。

工事件名	
検査場所	
検査品目	
検査種別	・試験 ・確認 ・照合
検査年月日	
検査の判定	・合格 ・不合格
付記事項	

監理業務受託者		担当者名		
---------	--	------	--	--

- (注) 1 検査品目、数量、試験値などの資料を添付すること。
2 検査種別及び判定欄は、該当する項目に○を付けること。